

平成31年4月診療分（令和元年6月手続き分）から 高額療養費の支給申請方法が変わります

1カ月間（同じ月内）の医療費が高額になったときは、限度額を超えた分が高額療養費として支給されます。該当する世帯には、案内を送付します。
（市の国民健康保険では、診療を受けた月の2～3カ月後以降に該当する方に通知しています）

支給額が7,000円以上（今まで通りの手続きになります）

案内はがきを送付しますので、国保年金課の窓口で申請してください。

《申請に必要なもの》

- ・案内通知
- ・被保険者証
- ・その月にかかった病院の領収書（支払いが完了していない場合は、完了してからの申請になります）
- ・印鑑
- ・世帯主の名義の口座番号が分かるもの
（世帯主以外の方の口座に振り込みを希望する場合は、委任状の提出が必要です）

支給額が7,000円未満（新しく手続きが必要になります）

市から、申請に必要な書類を送付します。
受け取った「国民健康保険高額療養費支給申請書兼請求書」に記入・押印の上、同封の返信用封筒にて、返送ください。

①氏名の隣に押印
②電話番号の記入
③振込先を記入

返信用封筒で返送

【問い合わせ】国保年金課国民健康保険係 ☎ 83・8123 FAX 83・6205



国民健康保険税の税率が改正されました

国保制度改革

国民健康保険は、病気やけがをしたときに、安心して医療機関を受診できるよう、加入者が医療費の一部を保険税として出し合い、助け合う医療保険制度であり、平成29年度までは市町村単位で運営されてきました。

平成30年度に国保制度改革が施行され、高齢化の進展による医療費の増加などに対応し、事業運営の安定化を図るため、栃木県が財政面での責任主体となり、県内の市町と共同して国民健康保険を運営することになりました。

こうした制度改革に伴い、市では、令和元年度の国保税率を下記のとおり改正しました。加入者の皆さまの、ご理解とご協力をお願いします。

令和元年度からの新しい税率表

区分		医療保険分 (75歳未満)		後期高齢者支援金分 (75歳未満)		介護納付金分 (40歳以上65歳未満)	
		改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後
所得割	前年の所得に対して	7.0%	7.0%	1.9%	2.5%	1.9%	2.1%
資産割	固定資産税額に対して	19.0%	廃止	4.5%	廃止	3.0%	廃止
均等割	加入者1人あたり	25,000円	25,000円	8,000円	9,500円	8,500円	10,000円
平等割	一世帯あたり	23,000円	21,500円	7,000円	7,000円	7,000円	5,500円
課税限度額		54万円	58万円	19万円	19万円	16万円	16万円

【改正の要点】

- ・固定資産税額（土地・家屋）に対する資産割を廃止し、所得割、均等割、平等割の3項目で計算する方法とし、各区分の税率等についても見直しを行いました。
- ・75歳未満の課税限度額について、医療保険分を4万円引き上げ、58万円としました。（最高額は93万円）

※令和元年度の納税通知書は7月中旬に、年金差し引きの方への税額決定通知書は8月上旬に送付する予定です。

所得が少ない世帯への国民健康保険税の軽減

世帯の総所得金額が、次の基準に該当する世帯については、「均等割額」と「平等割額」が軽減されます。（世帯主の所得は、国民健康保険に加入・未加入に関わらず所得判定の対象）

この軽減を受けるには、前年分の所得を申告していることが必要です。

世帯主と国保加入者の前年の所得合計	軽減割合
世帯の所得が33万円以下	7割
世帯の所得が33万円+(28万円×加入者数)以下	5割
世帯の所得が33万円+(51万円×加入者数)以下	2割



【問い合わせ】国保年金課保険税係 ☎ 83・8594 FAX 83・6205